平成２７年（フ）第２７６号
沖縄県豊見城市字根差部70番地６　渡名喜方、住民票上の住所沖縄県那覇市識名３丁目８番３号
債務者　浜田るり子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７４０号
東京都八王子市上柚木３丁目16番地３－109
債務者　三上　　昇
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２４１号
大阪市鶴見区今津南１丁目５番24―206号
債務者　新川　勇貴
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６１号
大阪市東住吉区鷹合４丁目９番６号ハイツ鷹合201号
債務者　松村　美子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７０号
大阪市中央区松屋町住吉１番１―703号
債務者　松下　太亮
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７８４号
福岡市中央区唐人町１丁目12番20号
破産者　持山千代子
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３６号
福岡市中央区大手門２丁目２番20―901号
破産者　吉住　龍美
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１号
福岡県春日市小倉２丁目41番地、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市上白水７丁目157番地　ホルトハイムＪＲ博多南604号
破産者　須古井桂利
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４６７号
福岡市南区警弥郷１丁目30番１号
破産者　小西　良太
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７２６号
福岡県古賀市花見東６丁目８番35号
破産者　片平　和久
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３２８号
札幌市白石区本通３丁目南６番11号　コーポ河谷Ｂ－21
破産者　光澤田美子（旧姓黒川）
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６３号
札幌市豊平区福住３条11丁目３番２号
破産者　寺嶋　雄二
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９号
山梨県北杜市大泉町西井出8517番地１
破産者　藤森恵美子
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
静岡市葵区上土１丁目１番43号　ＭＩＫＩハイツ202号、旧住所静岡市葵区唐瀬２丁目４番12号
破産者　谷坂　幸男
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８号
静岡県下田市東中18番地２
破産者　石切山昌子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１５９号
愛知県岡崎市鴨田町字山畔１番地36　県営住宅　２－201、開始決定時の住所愛知県岡崎市箱柳町字泉117番地
破産者　成瀬　龍雄
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
広島市中区舟入幸町１番12―202号
破産者　小田　文子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部